

区側「区画整理事業はスーパー堤防とは別個の事業」と詭弁 第2回口頭弁論で、被告(江戸川区)は従来の説明に反する主張を展開！

「江戸川区スーパー堤防事業取消し訴訟」
原告住民が江戸川区に反論「スーパー堤防事業は必要性・
合理性を欠き、共同実施を前提とした区画整理事業は違法」

3月23日(金)午後4時より開廷した第2回口頭弁論は、冷たい雨の中、98席の法廷に102人の方々が、傍聴に駆けつけてくれました。

今回の第2回口頭弁論は、被告(江戸川区)が提出した反論書に対し、原告側はその矛盾を指摘した書面を提出の上、口頭で反論を陳述しました。

江戸川区は、平成18年に策定した『スーパー堤防整備方針』に「主要河川でのスーパー堤防と一体となった街づくり(区画整理)事業を進めている」としてあり、これまでどのように説明してきました。

このように江戸川区の説明は、スーパー堤防事業があるからこそ区画整理事業を行なう、と主張しているにも関わらず、被告となった江戸川区は、答弁書で一転それを否認し「そのような説明をしたこともない」と主張。この著しく事実と反する主張に対して、原告は区議会における区側の答弁や、予算特別委員会議事録での区長答弁を提出し、「被告の主張はこれまでの経緯を一切無視するものであり、到底認めることは出来ない」と反論しました。

その後、第一弁護士会館にて「報告集会」を行ないました。この集会で小島弁護団長が裁判の結果を報告し、一番大きい法廷を満員の傍聴者で埋めたことが、当初、口頭での弁論は認めず、書面の提出のみで期日(審理)を終わる予定だったのが、弁護団の強い抗議と相まって、口頭での弁論が認められた、と報告しました。次に、北コミ・サークル発表会での「考える会」の展示に対する、区職員による介入事件の経過を永田事務局長が報告、次いで、渡邊拓美氏の「盛土工事」や「事業計画」の問題点をスライドを使って説明し、情報を共有しました。

安中茂作の
スーパー川柳第七十六弾
篠崎地区の会「代表」
妙勝寺渡邊清明住職が3月5日
ご逝去されました。

第3回口頭弁論のお知らせ

第2回口頭弁論の傍聴と報告集会にご参加いただき、ありがとうございました。

次回も一番大きい法廷を裁判長が認めてくれました。これは1回、2回といずれも傍聴席を満席にした結果です。

第3回も多くの方々の参加で、傍聴席を埋めたいと思います。ぜひ、ご参加くださるよう、お願いします。

期日：5月17日(木)

午後2時開廷

傍聴券配布は1時30分

場所：東京地方裁判所

103号法廷

交通：東京メトロ「霞ヶ関」

日比谷線・丸の内線

A1出口 1分